

社会福祉法人勝山市社会福祉協議会あんしんサービス事業規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人勝山市社会福祉協議会が開設する勝山市社会福祉協議会指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）は、あんしんサービス事業を実施することにより、高齢者や障害者(児)が生き生きと充実した質の高い生活が送れることを目的とする。

(事業所の名称等)

第2条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 勝山市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター
- (2) 所在地 福井県勝山市郡町1丁目1番51号

(対象者)

第3条 事業のサービスを受けることができる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 介護保険法の適用を受けていない高齢者
- (2) 障害者自立支援法の適用を受けていない障害者(児)
- (3) 第1号及び第2号に掲げる者で、身体介護や生活援助を希望する者
- (4) 第1号及び第2号に掲げる法で希望するサービスが受けることができない者

(介護、援助の内容)

第4条 介護、援助の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
 - ① 散歩介助
 - ② 通院時の院内介助
 - ③ 入所及び入院中の外泊介助
 - ④ その他介護保険法及び障害者自立支援法の対象にならないサービス
 - (2) 生活援助
 - ① 一人暮らしの利用者の調理、洗濯、掃除、買い物
 - ② 見守り、話し相手
 - ③ 緊急時のみの留守番
 - ④ その他介護保険法及び障害者自立支援法の対象にならないサービス
- 2 介護、援助の内容については、利用者、介護者等と協議を行いながら実施する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 年中無休とする。ただし、12月31日～翌年1月3日まで

は休業とするが、緊急時はその限りでない。

(2) 営業時間 午前6時から午後10時までとする。

(利用料)

第6条 この事業の利用料は次のとおりとする。

- 1 サービス利用料金 30分 1,000円
- 2 前項の利用料の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は勝山市の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、訪問介護実施中に利用者の病状が急変したとき、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の家族、主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も漏らしてはならない。

(その他運営についての重要事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関する重要事項は勝山市社会福祉協議会会長が定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成20年4月1日から施行する。
2. この規程は、平成24年4月1日から施行する。
3. この規程は、平成27年4月1日から施行する。